

# 松原市開発指導要綱

令和3年4月1日

松原市

松原市開発指導要綱(平成2年4月1日制定)の一部を次のように改定する。

目 次

|        |                  |   |
|--------|------------------|---|
| 第 1 章  | 総 則              |   |
| 第 1 条  | 目的               | 1 |
| 第 2 条  | 用語の定義            | 1 |
| 第 3 条  | 適用範囲             | 1 |
| 第 4 条  | 事前協議             | 1 |
| 第 2 章  | 基本計画             |   |
| 第 5 条  | 基本計画             | 2 |
| 第 6 条  | 敷地等の規模           | 2 |
| 第 7 条  | 緑化計画             | 2 |
| 第 8 条  | 駐車場用地等           | 2 |
| 第 9 条  | 公害関係             | 3 |
| 第 10 条 | 工場等の建設           | 3 |
| 第 11 条 | 文化財関係            | 3 |
| 第 12 条 | 建築後退             | 3 |
| 第 13 条 | 建築計画の事前公開等       | 4 |
| 第 14 条 | 近隣対策             | 4 |
| 第 15 条 | 電波障害対策           | 4 |
| 第 3 章  | 公共施設の計画及び整備      |   |
| 第 16 条 | 公共施設設置の原則        | 4 |
| 第 17 条 | 都市計画道路の経費負担      | 4 |
| 第 18 条 | 道路関係             | 5 |
| 第 19 条 | 用排水関係            | 5 |
| 第 20 条 | 下水道関係            | 5 |
| 第 21 条 | 公共空地関係           | 6 |
| 第 22 条 | 給水施設関係           | 6 |
| 第 23 条 | 環境衛生関係           | 6 |
| 第 24 条 | ため池等施設関係         | 7 |
| 第 25 条 | 消防水利施設及び消防活動空地関係 | 7 |
| 第 26 条 | 損害の保障            | 7 |
| 第 4 章  | 公益施設の計画及び整備      |   |
| 第 27 条 | 削除               |   |
| 第 28 条 | 削除               |   |
| 第 29 条 | 削除               |   |
| 第 30 条 | 公益施設             | 7 |

|                 |                     |     |
|-----------------|---------------------|-----|
| 第 5 章           | 公共・公益施設の工事施工及び譲渡    |     |
| 第 3 1 条         | 工事施工                | 7   |
| 第 3 2 条         | 公共・公益施設の検査          | 7   |
| 第 3 3 条         | 公共・公益施設の譲渡          | 8   |
| 第 3 4 条         | 公共・公益施設の引継ぎ         | 8   |
| 第 3 5 条         | 工事保証期間              | 8   |
| 第 6 章           | 雑 則                 |     |
| 第 3 6 条         | 覚書の交換               | 8   |
| 第 3 7 条         | 計画概要説明会             | 8   |
| 第 3 8 条         | 要綱の遵守義務等            | 8   |
| 第 3 9 条         | 指導責任者               | 9   |
| 第 4 0 条         | その他の協議事項            | 9   |
| 別 表 (第 3 9 条関係) |                     | 9   |
| 施行基準第 1         | (第 6 条関係)           | 1 1 |
| 施行基準第 2         | (第 1 3 条関係)         | 1 2 |
| 施行基準第 3         | (第 1 7 条関係)         | 1 3 |
| 施行基準第 4         | (第 1 8 条関係)         | 1 4 |
| 施行基準第 5         | (第 1 9 条、第 2 0 条関係) | 1 9 |
| 施行基準第 6         | (第 2 1 条関係)         | 2 7 |
| 施行基準第 7         | (第 2 2 条関係)         | 3 1 |
| 施行基準第 8         | (第 2 3 条関係)         | 3 2 |
| 施行基準第 9         | (第 2 5 条関係)         | 3 3 |
| 施行基準第 1 0       | (第 3 0 条関係)         | 3 4 |
| 施行基準第 1 1       | (第 3 3 条関係)         | 3 5 |
| 事前協議書提出必要書類図面等  |                     | 3 6 |
| 様式第 1 号         |                     | 3 7 |
| 様式第 2 号         |                     | 3 8 |
| 様式第 3 号         |                     | 3 9 |
| 様式第 4 号         |                     | 4 0 |
| 様式第 5 号         |                     | 4 1 |

# 松原市開発指導要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、開発行為等に関する一定の基準を定め、本市における無秩序な開発行為を防止し、開発行為等を行う者に対して公共・公益施設の整備に関する協力を求めることにより、本市の総合的まちづくりを進め、もって「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」の形成に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物を建築する行為をいう。
- (2) 開発者 本市内において前号の開発行為等を行う者をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、水路、消防施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設 教育施設、福祉施設、交通安全施設その他居住者の共同の福祉又は利便のための地域に必要な施設をいう。
- (5) 公共・公益施設 公共施設及び公益施設をいう。
- (6) 中高層建築物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第6号の規定による高さが10メートル（第1種低層住居専用地域にあつては、軒高7メートル）を超え又は3階建て以上の建築物をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、本市の区域内において行われる開発行為等で、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。ただし、社会通念上、個人的な自己の居住用として行うものを除く。

- (1) 開発行為等を行う土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの。
- (2) 開発行為等による建築戸数（住戸戸数）が2戸以上のもの。
- (3) 開発行為等の完了後、2年以内において同一開発者（市長が同一と認める者を含む。以下同じ。）が当該開発行為等を行った土地又は建物に接続して行う前2号に該当しない開発行為等で、当該合算面積又は合算戸数が前2号のいずれかに該当するもの。
- (4) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を要するもの。
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

### (事前協議)

第4条 開発者は、建築確認申請の前（開発許可申請又は道路の位置指定申請等が必要なときは当該申請の前）に市長に申し出て、この要綱に規定する事項に

ついて協議するものとする。

## 第2章 基本計画

(基本計画)

第5条 開発者は、都市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため開発事業の基本計画（以下「基本計画」という。）を作成するものとする。

2 前項の基本計画の作成に当たっては、交通安全、公害及び災害の発生の防止並びに健全な市街地の形成に必要な公共・公益施設及び宅地の適正な配置に留意するものとする。

(敷地等の規模)

第6条 開発区域内の1戸当たりの敷地面積及び住戸専用床面積の基準は、施行基準第1のとおりとする。

(緑化計画)

第7条 開発者は、戸建て住宅を建築する場合を除き、次の各号に掲げる事項に留意し、当該開発区域に係る緑化を図るものとする。ただし、開発区域のうち、予定建築物の敷地面積が1,000平方メートル以上である敷地の緑化については、この条に定めるもののほか、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第33条第1項の規定による緑化の例により、行うものとする。

- (1) 予定建築物の敷地面積の10パーセント以上の植栽用地を確保すること。（敷地面積が10,000平方メートル以上の場合を除く。）
- (2) 予定建築物の敷地面積又は予定建築物の延床面積が10,000平方メートル以上である開発行為等を行う場合は、敷地面積の20パーセント以上の植栽用地を確保すること。
- (3) 植栽する樹種は、良好な景観を創造するよう選定すること。
- (4) 市の木である松、市の花であるバラを努めて植栽すること。

(駐車場用地等)

第8条 開発者は、戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅等の住宅を建築する場合は、その敷地内において入居者の保有する自動車、自転車等（以下これらを「自動車等」という。）の台数を想定し、その必要な駐車場用地を確保するものとする。

2 共同住宅及び重層長屋住宅（以下これらを「共同住宅等」という。）を建築する場合における確保すべき自動車の駐車場用地の想定台数は、次のとおりとする。ただし、当該共同住宅等の敷地が、商業地域、近隣商業地域、駅周辺地（駅出入口から当該敷地境界までの直線距離が250メートル以内をいう。）内にある場合及び当該共同住宅等の敷地まで自動車の通行が困難な場合においては、市長と別途協議することにより、自動車の駐車場用地の想定台数を決定することができる。

- (1) 一般入居者向け住宅（2名以上入居することが想定された住宅をいう。）の場合は、計画総戸数の75パーセントに相当する台数以上とする。

(2) 単身入居者向け住宅の場合は、計画総戸数の50パーセントに相当する台数以上とする。

- 3 開発者は、共同住宅等を建築する場合は、計画戸数に相当する台数以上の自動車の駐輪場用地を確保するものとする。
- 4 開発者は、デパート、事務所、工場等駐車需要の多い施設を建築する場合は、自動車等の利用状況を考慮し、必要な駐車場を設けるものとする。
- 5 開発者は、その開発区域内に効果的な交通安全施設を設けるものとする。
- 6 開発者は、自動車の駐車場の配置について、前面道路で切り返して出入りしなければならない配置（串刺し駐車）としないよう適切な処置を講ずるものとする。

(公害関係)

第9条 開発者は、開発地区の選定並びに土地利用計画及び環境整備計画の樹立に当たっては、市民の健康を守るため公害の発生を未然に防止する措置をとるものとする。

- 2 開発者は、公害を発生させ、第三者に損害を与えた場合は、開発者の責任において速やかに適切な処置を講じるものとする。
- 3 開発者は、工事施工に際して騒音、振動、粉じん等の防止について付近住民に迷惑のかかることのないよう最善の方法で行うものとする。
- 4 開発者は、当該工事が騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）の規定による届出を必要とする場合は、当該法令等に規定する期日までに当該届出を行うとともに基準の遵守に努めるものとする。

(工場等の建設)

第10条 開発者は、工場等の建設に当たっては、開発区域の外周部に緑地帯等を設けて遮断するものとする。なお、特に住宅の接する区域では、居住環境を阻害しないよう業種の選定等を考慮するものとする。

- 2 開発者は、工場等の建設に当たっては、公害関係法令に規定する特定（届出）施設を設置する場合は、事前に当該法令に規定する許可を得、又は届出を行うとともに規制基準の遵守に努めるものとする。

(文化財関係)

第11条 開発者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）を遵守し、文化財の保護に努めるものとする。

- 2 開発者は、基本計画を作成するに当たり、埋蔵文化財の保護について教育委員会と協議し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 開発者は、開発行為等において埋蔵文化財等を発見したときは、工事を中止し、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けるものとする。
- 4 開発者は、発掘調査等に要する経費の負担につき協力するものとする。

(建築後退)

第12条 建築物の建築を計画する場合は、前面道路の境界線から、その用途及

び規模により、当該道路の通行に支障を生じない程度後退して建築するものとする。

(建築計画の事前公開等)

第13条 中高層建築物を建築しようとする場合は、その計画について次の各号に定めるところにより建築予定地に標識を設置して事前に公開するものとする。

- (1) 標識の設置者は、建築主、設計者、工事施工者又は工事管理者であること。
- (2) 標識の設置時期は、建築計画が確定した後速やかに行うこと。
- (3) 標識の設置期間は、建築基準法第89条による確認があつた旨の表示をするまで(計画通知の場合にあつては、適合する旨の通知を受領するまで)とすること。
- (4) 標識の設置場所は、建築予定地内で近隣住民の見やすい場所(現場の仮囲い等、できる限り道路に面して設置すること。)とすること。
- (5) 標識の表示内容及び形式は、施行基準第2に定めるところとすること。  
(近隣対策)

第14条 開発者は、当該開発行為等の計画の内容及び当該開発行為等に伴う工事により生ずる騒音、振動、粉じん等の問題について、その影響が想定される区域の住民と十分な調整を行うとともに、必要に応じて説明会を開催する等により、その理解を得るよう努めなければならない。

2 開発者は、中高層建築物を建築しようとする場合においては、前項のほか、建築後の当該中高層建築物による日影の影響、放送電波障害等の問題について、近隣住民(敷地境界からの直線距離が、当該中高層建築物の最高高さの2倍以上の範囲内に居住する住民をいう。)と十分な調整を行うとともに、必要に応じて説明会を開催する等により、その理解を得るよう努めなければならない。  
(電波障害対策)

第15条 開発者は、中高層建築物を建築しようとするときは、あらかじめその影響が予想される区域の受信状況を解析し、その結果を書面により市長に報告するものとする。

2 開発者は、中高層建築物の建築により電波障害が生じた場合には、速やかに障害を受ける者と協議し、電波障害を排除するため必要な施設を開発者の負担で設置するとともに、その維持管理について必要な事項を関係者との間で取り決めるものとする。

### 第3章 公共施設の計画及び整備

(公共施設設置の原則)

第16条 開発者は、この要綱に基づき、開発区域内に必要な公共施設を設置するものとする。ただし、都市計画において定められている都市施設については、その計画どおり施工するものとする。

(都市計画道路の経費負担)

第17条 開発者は、開発区域の内外において、法に基づく計画道路が設置されることとなる場合は施行基準第3に定めるところにより、その用地の譲渡を市

長と協議により決定するものとする。またその築造費については開発者の負担とする。

(道路関係)

第18条 開発者は、開発区域内外にある道路の取扱いについては、次の各号に掲げるもののほか、施行基準第4に定めるところによる。

- 2 開発区域内及び区域外との連絡道路を新設又は改良する場合並びに建築基準法に基づく位置指定の道路に係る道路敷については、事前に市長と協議するとともに、開発者において用地を買収し、工事完了後市長と協議により無償譲渡するものとする。
- 3 車道幅員が5メートル未満の市道に接する土地で開発行為等を行う場合は、側溝整備を含み道路後退し、当該後退部分を市に無償で譲渡するものとする。
- 4 車道幅員が5メートル未満の私道に接する土地で開発行為等を行う場合は、側溝整備を含み道路後退するものとする。
- 5 建築基準法第2条に定める特殊建築物にあつては、前面道路の通行上支障が生じる場合の道路後退の幅については、市長と協議するものとする。
- 6 開発行為等に起因する道路の損傷については、関係者の負担において原形に復旧するものとする。
- 7 開発者は、開発区域内に既設の農道がある場合は、管理者及び権利者と協議の上、自らの責任において、その機能を確保するものとする。
- 8 開発者は、開発区域が農道又は里道に接する場合は、既設農道又は里道を保全し、その機能に支障のないようにするものとする。また、農道又は里道の改廃については、関係者の同意を得て市長と協議するものとする。

(用排水関係)

第19条 開発者は、開発行為等に伴う用排水に必要な施設を設置又は改修するものとする。

- 2 開発者は、開発区域外の用排水に必要な施設の設定又は改修を必要とする場合は、原則として上下流を含め排水可能な地点まで施工するものとする。この場合において、既設水路が私有地である場合は、開発者において買収し、協議により市に無償で譲渡するものとする。
- 3 開発者は、排水施設の設定又は改修に当たっては施行基準第5によるとともに、水利関係団体及び排水施設の管理者等の同意を得て市長と協議するものとする。
- 4 開発者は、開発区域に隣接して用排水路がある場合には、管理者の明示を受け、明示杭（コンクリート杭等）を打つとともに、危険防止のための対策を講ずるものとする。

(下水道関係)

第20条 開発者は、本市下水道計画に適合するよう基本計画を作成するものとする。

- 2 開発者は、開発区域の規模及び計画人口等から想定される汚水量並びに地形及び降水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるよう基本計画を作成

するものとする。

- 3 開発者は、汚水の放流について、放流先の水質、水位、流量及び上下流の利用状況を十分把握し、下流の水利用上必要な措置を講ずるとともに、水利関係団体及び排水施設の管理者等と協議後、上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。
- 4 開発者は、下水道施設の設置又は改修に当たっては、施行基準第5により整備するものとする。
- 5 開発者は、公共下水道区域において、開発行為等を行う場合は、下水道施設計画・設計指針と解説（平成13年5月24日社団法人日本下水道協会発行）及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の規定による各種基準により整備するものとする。
- 6 開発者は、工場排水については、必要に応じて市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。

（公共空地関係）

第21条 開発者は、開発区域面積が0.3ヘクタール以上の開発行為等を行う場合は、公共空地（公園、緑地、広場をいう。以下同じ。）について、施行基準第6により整備するものとする。ただし、開発区域が松原市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例（平成30年条例第23号）第2条に規定する適用範囲に該当する場合又は都市計画法施行令第25条第6号ただし書の規定が適用される場合等は、この限りでない。

- 2 開発区域面積が0.3ヘクタール未満の開発行為等の完了後2年以内において同一開発者が当該開発行為等を行つた土地又は建物に接続して行う開発行為等の開発区域面積と、当初の開発行為等の開発区域面積の合計が0.3ヘクタール以上となるときは、当該開発区域面積の合計に応じ、施行基準第6により公共空地を整備するものとする（同一開発者が2年以内に行う両開発区域の全てが松原市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例第2条に規定する適用範囲に該当する場合においては、本項の規定中「0.3ヘクタール」とあるのは「1ヘクタール」とする。）。

（給水施設関係）

第22条 開発者は、基本計画を作成するに当たり施行基準第7に従い開発に伴う給配水に関する基本的事項について、あらかじめ上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。

（環境衛生関係）

第23条 開発者は、開発区域内におけるし尿の処理については、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) くみ取り方式（バキューム車によるもの）

この方法により処理する場合の便槽容器は、必要な容量を充足するものとし、くみ取り作業が容易にできる位置に設置するものとする。

- (2) 水洗方式（し尿浄化槽によるもの）

この方式により処理する場合は、監督官庁が定めた構造方法を用いる

もの又は認定を受けたものとし、処理水の放流については、水利関係団体又は私有水路管理者と協議するとともに、必要な事項については、市長の指示を受けるものとする。

(3) 公共下水道方式（下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による終末処理場を有するもの又は流域下水道と接続するもの）

2 ごみ処理については、市の処理計画に従いごみ収集に支障のないよう、施行基準第8に定めるところによりごみ集積場を設置するものとする。

（ため池等施設関係）

第24条 開発者は、開発区域内及び開発区域に接してため池及び農業用水路がある場合は、市長の指示を得て従前の機能に支障が生じないよう保全するとともに、防護柵等の安全施設を自らの負担において整備するものとする。ただし、ため池を埋め立てる場合は、その用排水について事前に関係権利者の同意を得るとともに、市長と協議し、その指示に従うものとする。

（消防水利施設及び消防活動空地関係）

第25条 開発者は、開発行為等を行う場合には、施行基準第9に基づき必要な消防水利施設及び消防活動空地等を設置するものとする。

（損害の補償）

第26条 開発者は、開発行為等により生じた損害については、自己の負担において補償の措置を講ずるものとする。

#### 第4章 公益施設の計画及び整備

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

（公益施設）

第30条 開発者は、市長が必要と認めた場合、開発者の負担において集会所を施行基準第10に定めるところにより設置するものとする。

2 開発者は、街路灯、防犯灯その他安全施設を市長と協議の上、設置するものとする。

3 開発者は、開発区域内外に交通安全施設を設置又は整備するものとし、施設の種類、設置の場所その他方法等については、市長の指示に従うものとする。

#### 第5章 公共・公益施設の工事施工及び譲渡

（工事施工）

第31条 工事は、設計図書を遵守し、設計どおり行うとともに、設計図書に明記されていないものでも当然必要なものは、協議により適時施工するものとする。

2 工事施工中は、付近に被害を生じないよう万全を期するとともに、被害が生じた場合は開発者の責任において解決するものとする。

（公共・公益施設の検査）

第32条 市長は、この要綱に基づき開発者の整備する公共・公益施設について中間検査及びしゅん工検査を行うほか、必要に応じて随時立入検査を行うこと

ができるものとする。

- 2 前項の検査の結果、不備な箇所があるときは、開発者は自らの負担において、市長の指示に基づき整備するものとする。

(公共・公益施設の譲渡)

第33条 開発者は、この要綱に基づき自ら設置した公共・公益施設及び当該用地を市長と協議の上、施行基準第11に定めるところにより市に無償で譲渡するものとする。

- 2 前項に規定する譲渡の時期は、開発行為等工事完了時とし、手続等の措置については、開発者の負担をもってしゆん工検査時までにはすべてを完了させるものとする。
- 3 抵当権等の設定がある場合については、開発者の負担において必ず抹消しておくものとする。
- 4 所有権移転登記に当たっては、実測面積と公簿面積が合致するよう所定の手続をとり、登記するものとする。

(公共・公益施設の引継ぎ)

第34条 公共・公益施設の引継ぎについては、開発者と各施設の管理者となるべきものとの間で協議し、完了検査後、関係図面添付の上速やかに引き継ぐものとする。

(工事保証期間)

第35条 本市の管理又は所有に属することとなる公共・公益施設の維持管理に要する経費は、工事完了公告後2年間は開発者の負担とする。なお、2年経過後であつても開発者の施工不備が原因で破損等が生じたときは、開発者の責任で補償整備を行うものとする。

## 第6章 雑則

(覚書の交換)

第36条 本要綱の協議を行つた結果、市長が必要と認めたものについて合意に達した場合は、覚書を交換するものとする。

- 2 開発者は、開発行為等に関する工事の完了後に当該開発に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡した場合においても、その者に前項の覚書を提示し、その内容を周知させるものとする。

(計画概要説明会)

第37条 市長は、この要綱に基づく指導に必要な事務を処理させるため、関係職員による松原市開発事前計画概要説明会(以下「概要説明会」という。)を行わせることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、開発者に対し説明を求め、又は意見を聴取するため、概要説明会に出席することを求めることができる。
- 3 概要説明会に関する事務の総括主管課は、都市整備部まちづくり推進課とする。

(要綱の遵守義務等)

第38条 開発者は、この要綱に基づく協議により定められた事項については、

これを信義に従い、誠実に遵守するものとする。

- 2 市長は、開発者が前項の規定を遵守しない場合において、公益上その不遵守の事実を広く周知する必要があるときは、当該開発者の氏名、当該不遵守に係る事実その他必要な事項を公表することができるものとする。

(指導責任者)

- 第39条 この要綱に規定する各指導事項に係る指導責任者は、別表左欄に掲げる条項に規定する指導事項については、それぞれ同表右欄に掲げる者とする。

(その他の協議事項)

- 第40条 この要綱に定めのない事項で、市長、教育委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長又は消防長が必要と認める事項については、開発者と協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。  
(経過措置)

- 2 改正後の松原市開発指導要綱の規定は、実施日以後に申出のあった事前協議について適用する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 改正後の松原市開発指導要綱の規定は、実施日以後に申出のあった事前協議に係る開発行為等について適用する。

附 則

(実施期日)

- この要綱は、平成26年4月1日(以下「実施日」という。)から実施する。

(経過措置)

- 改正後の松原市開発指導要綱の規定は、実施日以後に申出のあった事前協議に係る開発行為等について適用する。

附 則

(実施期日)

- この要綱は、平成30年12月1日(以下「実施日」という。)から実施する。

(経過措置)

- 改正後の松原市開発指導要綱の規定は、実施日以後に申出のあった事前協議に係る開発行為等について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 改正前の松原市開発指導要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原市開発指導要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

#### 別表(第39条関係)

|                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 第9条及び第10条第2項       | 市民生活部環境予防課長                    |
| 第11条               | 教育委員会事務局教育総務部文化財課長             |
| 第18条、第19条及び第30条第3項 | 都市整備部みち・みどり整備課長又は上下水道部上下水道管理課長 |
| 第20条及び第22条         | 上下水道部上下水道管理課長                  |
| 第21条               | 都市整備部みち・みどり整備課長                |
| 第23条第1項            | 市民生活部環境政策課長                    |
| 第23条第2項            | 市民生活部環境業務課長                    |
| 第24条               | 市民生活部産業振興課長                    |
| 第25条               | 消防署副署長                         |
| 第30条第1項及び第2項       | 市民協働部市民協働課長                    |
| 上に掲げる条項以外の条項       | 都市整備部まちづくり推進課長                 |

施行基準第1 (第6条関係)

1 敷地面積の基準

戸建て住宅及び長屋住宅（重層長屋住宅を除く。）の1宅地の敷地面積の誘導基準は、次表のとおりとする。

| 用途地域の別        | 戸建て住宅 | 長屋住宅<br>(重層長屋住宅を除く。) |
|---------------|-------|----------------------|
| 第1種低層住居専用地域   | 150㎡  | 150㎡                 |
| 第2種低層住居専用地域   | 150㎡  | 150㎡                 |
| 第1種中高層住居専用地域  | 100㎡  | 80㎡                  |
| 第2種中高層住居専用地域  | 100㎡  | 80㎡                  |
| 第1種住居地域       | 80㎡   | 70㎡                  |
| 第2種住居地域       | 75㎡   | 65㎡                  |
| 準住居地域         | 66㎡   | 60㎡                  |
| 商業・近隣商業・準工業地域 | 66㎡   | 60㎡                  |

2 住戸専用床面積の基準

共同住宅等の1住戸専用床面積の誘導基準は、次表のとおりとする。

| 住宅区分      | 面積    |
|-----------|-------|
| 一般入居者向け住宅 | 55㎡以上 |
| 単身入居者向け住宅 | 37㎡以上 |

備考

住戸専用床面積には、寝室、食事室兼台所、居間、便所、浴室、収納室等を含み、共同住宅等の共同部分及びバルコニーは含まない。

施行基準第2 (第13条関係)

1 標識の表示内容及び形式

|                                 |                 |      |                |
|---------------------------------|-----------------|------|----------------|
| ← 90 cm 以上 →                    |                 |      |                |
| 建 築 計 画 の 概 要                   |                 |      |                |
| 敷地の所在・地番                        | 松 原 市           |      |                |
| 建 築 物 の 用 途                     |                 | 敷地面積 | m <sup>2</sup> |
| 構 造                             |                 | 延べ面積 | m <sup>2</sup> |
| 高 さ                             | m               | 階 数  | 地上 階           |
|                                 |                 | 棟 数  | 地下 階           |
| 建 築 主                           | 住 所 ☎<br>氏名又は名称 |      |                |
| 設 計 者 ( 連 絡 先 )                 | 住 所 ☎<br>氏名又は名称 |      |                |
| 工 事 施 工 者                       | 住 所 ☎<br>氏名又は名称 |      |                |
| 建 築 工 事 予 定 期 間                 | 年 月 日 ~ 年 月 日   |      |                |
| 標 識 設 置 年 月 日                   | 年 月 日 ~ 年 月 日   |      |                |
| この計画についてお知りになりたい方は、上記までご連絡ください。 |                 |      |                |
|                                 |                 |      |                |

- (注)
- 1 標識の周囲は、赤色で幅1センチメートルのふち取りをすること。
  - 2 各項の区切り線は、赤色とすること。
  - 3 標識の文字は、黒色とすること。
  - 4 標識は、風雨等により容易に破損又は倒壊しない材料及び構造により作製すること。
  - 5 表示した文字が風雨等により不鮮明とならない塗料等を使用すること。

施行基準第3 (第17条関係)

1 開発区域内に都市計画道路が設置されることとなる場合

| 開発規模                | 負担内容                     |   |   |
|---------------------|--------------------------|---|---|
|                     |                          | 用地  | 築造  |
| 0.05ha以上<br>5.0ha未満 | 開発区域の道路計画に幹線として企画できる場合   | ① 幹線として必要最小幅員(市の計画に基づく。)については市に無償で譲渡する。<br>② 残余分については開発者の買上げ価格の2分の1で市に譲渡する。 | 都市計画道路幅員の全面舗装まで開発者の負担とする。<br>舗装内容については市長において指示する。 |
|                     | 開発区域内の道路計画に幹線として活用しがたい場合 | 開発者の買上げ価格の2分の1で市に譲渡する。  | 原則として盛土まで開発者の負担とする。<br>道路敷の境界については側溝等の施設を設けること。   |
| 5.0ha以上             |                          | 開発区域内の都市計画道路全面積を市に無償で譲渡する。  | 都市計画道路幅員の舗装まで開発者の負担とする。<br>舗装内容については市長において指示する。   |

2 都市計画道路を進入路として利用する場合

| 開発規模     | 負担内容  |
|----------|---|
| 0.05ha以上 | ① 接続道路から開発区域までの間において、同開発区域への進入路と都市計画道路予定地の一部又は全部が重複した場合はその重複部分の用地買収費及び道路築造等の費用は、開発者の負担とする。<br>② 前号の重複部分以外の都市計画道路予定地について、市長が必要と認めるときは、開発者において用地買収を行うものとする。ただし、それに要する費用及び道路築造等の費用については別途協議する。 |

## 施行基準第4 (第18条関係)

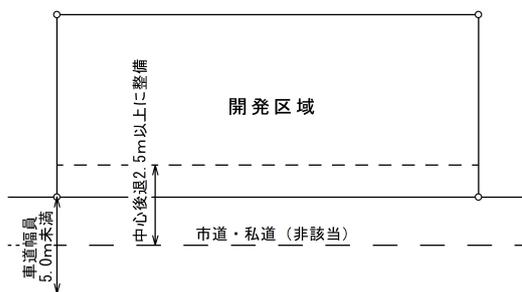
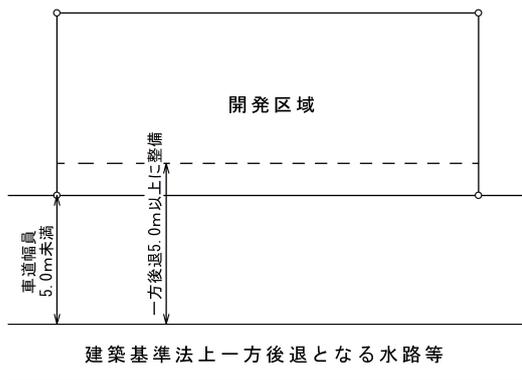
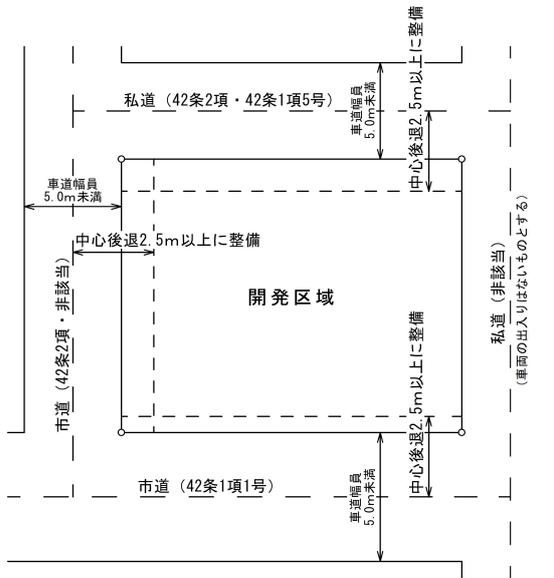
### 1 道路の配置基準

- (1) 街区の大きさは、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は80メートルから120メートルまでを標準とする。
- (2) 予定建築物の用途が戸建て住宅の場合、開発区域内に設置する車道幅員は次表を標準とし、開発区域の規模等を踏まえて市長と協議するものとする。

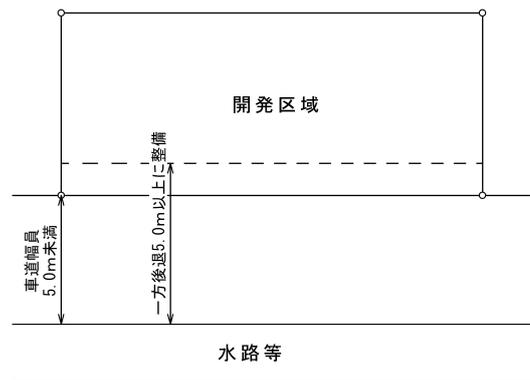
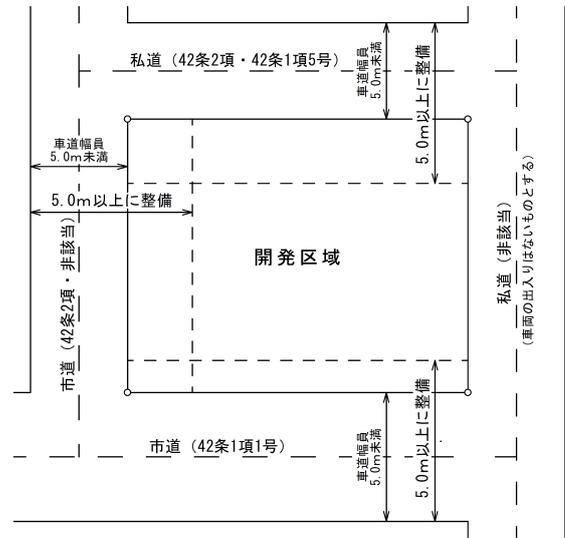
| 開発区域面積 | 0.20ha未満 | 0.20ha以上<br>0.3ha未満 | 0.3ha以上 |
|--------|----------|---------------------|---------|
| 車道幅員   | 5.0m     | 6.0m                | 7.0m    |

- (3) 予定建築物の用途が戸建て住宅以外の場合（戸建て住宅と混在する場合を含む。）、設置する車道幅員の決定に当たっては、開発区域の規模、予定建築物の用途、敷地の規模等を踏まえて市長と協議するものとする。
- (4) 前2号の場合における開発区域の規模の算定に当たっては、残地（当該設置する道路に隣接し、又は近接する開発区域外の土地のうち、将来的に当該道路を建築物の敷地の接道として利用することが見込まれる土地をいう。）の面積を考慮して行うものとする。
- (5) 車道幅員が5メートル未満の市道又は私道に接する土地で開発行為等を行う場合の道路後退は、下図を標準とし、開発区域の規模、予定建築物の用途、敷地の規模等を踏まえて市長と協議するものとする。

### 開発許可が適用されない場合



### 開発許可が適用される場合



## 2 道路の構造基準

- (1) 道路の舗装構成は、下表のとおりとする。また、種別が下表に定めるもの以外の場合及び歩道の舗装構成は、市長と協議するものとする。なお、開発区域内の土壌が軟弱な場合は、開発者の責任において土壌改良を行うこととする。

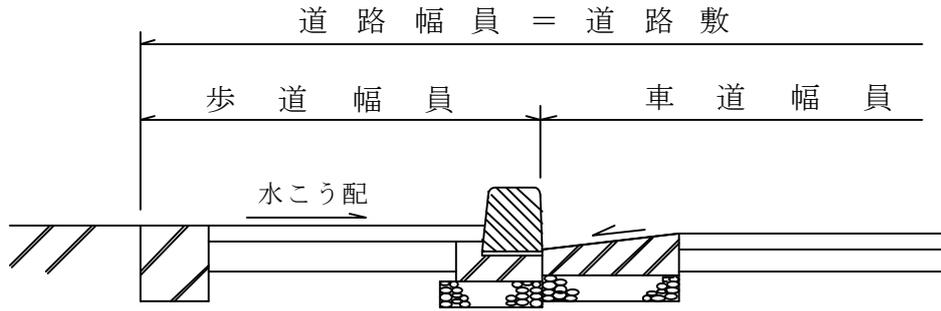
| 種別 | 舗装基準構造                     |                 |           |
|----|----------------------------|-----------------|-----------|
| 1層 | 表層（再生密粒度アスファルトコンクリート 13mm） |                 | t = 50mm  |
|    | 路盤                         | 再生粒度調整砕石（RM-25） | t = 200mm |
| 2層 | 表層（再生密粒度アスファルトコンクリート 13mm） |                 | t = 50mm  |
|    | 基層（再生粗粒度アスファルトコンクリート 20mm） |                 | t = 50mm  |
|    | 上層路盤                       | 再生粒度調整砕石（RM-25） | t = 100mm |
|    | 下層路盤                       | 再生砕石（RC-30）     | t = 150mm |

- (2) 道路の横断こう配は1.5パーセント～2.0パーセントとする。
- (3) 道路と敷地との境界には、松原市道路構造物標準図に準じた構造の道路側溝を設けなければならない。なお、道路こう配の著しく大きい場合又は側溝が排水路を兼ねる場合において、これによることが適当でないとき市長が認めるときは、道路側溝の構造について市長と協議するものとする。
- (4) 車道幅員は最低5メートルを確保すること。なお、市に譲渡する部分は道路敷までとする。
- (5) 集水ますの構造は、松原市道路構造物標準図に準じること。なお、譲渡する道路敷までの寸法は前号と同じとすること。
- (6) 歩車道の幅員及び構造は、標準として下表及び下図のとおりとする。

### 歩車道の幅員

| 道路幅員 | 歩道幅員   | 車道幅員  | 備考                           |
|------|--------|-------|------------------------------|
| 10m  | 2.0m×2 | 6.0m  | 状況によつては相当幅員の歩道を片側に設けることができる。 |
| 12m  | 2.5m×2 | 7.0m  |                              |
| 16m  | 3.5m×2 | 9.0m  |                              |
| 18m  | 3.5m×2 | 11.0m |                              |

歩車道の構造



(7) 隅切りの標準は、下表のとおりとする。また、車道幅員が下表に定めるもの以外の場合、角度が複雑な場合及び歩道がある場合は、市長と協議するものとする。

道路交差部の隅切り

| 車道幅員               | 5.0m以上<br>7.0m未満 | 7.0m以上<br>10.0m未満 | 10.0m以上<br>11.0m未満 | 備考 |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|----|
| 5.0m以上<br>7.0m未満   | 2m               | 2m                | 2m                 |    |
| 7.0m以上<br>10.0m未満  | 2m               | 3m                | 3m                 |    |
| 10.0m以上<br>11.0m未満 | 2m               | 3m                | 4m                 |    |

(8) 道路の平面交差及び接続

(ア) 道路の平面交差は、直角又は直角に近い角度とする。

(イ) 著しい屈曲部には道路を接続してはならない。

(ウ) 主要な道路とその他の道路を接続させる場合は、主要な道路の縦断こう配を変化させてはならない。

(9) 通路橋

通路橋の構造は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、1等橋（T-25）とする。

(10) 交通安全施設

開発者は、開発区域の規模、内容等に応じてガードレール、街路灯、カーブミラー等の交通安全施設を整備するものとし、その種類、設置場所、方法等については市長と協議するものとする。

### 3 道路の移管

(1) 道路の移管については、次の引継書一覧に従い電子データ等で作成し、市長に提出すること。

(引継書一覧)

|   | 名称    | 縮尺                | 提出形式             | 作成要領                   |
|---|-------|-------------------|------------------|------------------------|
| ① | 台帳調書  | —                 | Excel形式          | 道路延長及び面積等を記入すること。      |
| ② | 位置図   | 1/1000～<br>1/2500 | PDF形式            | 道路移管部分を赤色で表示すること。      |
| ③ | 台帳図   | 1/100～<br>1/250   | DWG形式<br>又はDXF形式 | 道路敷部分を赤で明示し、座標を表示すること。 |
| ④ | 施設平面図 | 1/100～<br>1/250   | DWG形式<br>又はDXF形式 | 道路施設、排水施設及び占用物を表示すること。 |
| ⑤ | 丈量図   | 1/100～<br>1/250   | DWG形式<br>又はDXF形式 | 道路幅員を明示し、座標計算すること。     |
| ⑥ | 占用物図  | 1/100～<br>1/250   | DWG形式<br>又はDXF形式 | 占用物図を作成し、移管手続を行うこと。    |
| ⑦ | 構造図   | 1/100～<br>1/250   | DWG形式<br>又はDXF形式 | 道路施設及び排水施設の構造図を添付すること。 |
| ⑧ | 竣工写真  |                   |                  | 竣工した道路の全景を撮影し添付すること。   |

(2) 道路敷と隣接地との境界は、市が指定する金属プレートを設置すること。

## 施行基準第5 (第19条、第20条関係)

### 1 公共の用に供する排水施設の設計の原則

開発区域内の公共の用に供する排水施設（以下「排水施設」という。）は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の土地の地形、予定建築物の用途並びに降水量から想定される汚水及び雨水を有効に排除できるものとする。ただし、公共団体が周辺の状況を考慮して一体的に整備する必要があるとして市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長が指示した場合には、申請者はこれに協力するものとする。

### 2 公共の用に供する排水管

- (1) 公共の用に供する排水管（以下「排水管」という。）の管径は、汚水管きよにあつては計画時間最大汚水量を、雨水管きよにあつては計画水量を、合流管きよにあつては計画時間最大汚水量に計画雨水量を考慮して定めた計画下水量を、有効に排除できるものとする。
- (2) 大和川下流西部流域関連公共下水道計画に基づき、計画時間最大汚水量は669リットルを標準とし、計画1日平均汚水量は369リットルを標準とする。
- (3) 大和川下流西部流域関連公共下水道計画に基づき、1人1日最大汚水量は473リットルとし、工場その他の住宅以外の用途の建築物についてそれぞれの用途に応じた排水量を算定する。
- (4) 計画雨水量は、開発区域の規模、地形等により適切な式で算定するが、原則として次式を標準とする。

$$(\text{合理式}) \quad Q = (1/360) C \cdot I \cdot A$$

降雨強度式については、シャーマン型10年確率とする。

$$I = 460 / t^{0.55}$$

$$t = t_1 + t_2$$

$$t_2 = L / 60 \cdot V$$

Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/秒)

C : 流出係数 (0.7)

I : 降雨強度 (mm/時)

降雨強度表参照

A : 排水面積 (ha)

L : 延長 (最長) m

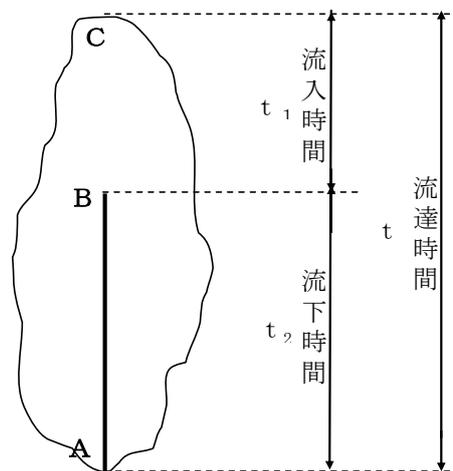
V : 管きよ内平均流速 (m/秒)

t : 流達時間 (分)

t<sub>1</sub> : 流入時間 (分)

t<sub>2</sub> : 流下時間 (分)

流達時間は、流入時間と流下時間の和である。



- 流入時間とは、降雨地点から、最上流の下水道管に流入するまでの時間で、開発の場合は7分を標準とする。
- 流下時間とは、下水道管最上流から、設計しようとしている下水道管まで流達するのに要する時間で、下水系統の最長延長を、仮定の管内平均流速で割って求める。

降雨強度表 (  $I = 460 / t^{0.55}$  )

| $t_1+t_2$<br>(分) | I<br>(mm/時) | $t_1+t_2$<br>(分) | I<br>(mm/時) | $t_1+t_2$<br>(分) | I<br>(mm/時) | $t_1+t_2$<br>(分) | I<br>(mm/時) |
|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|
| 7.0              | 157.74      | 8.0              | 146.58      | 9.0              | 137.38      | 10.0             | 129.65      |
| 7.1              | 156.52      | 8.1              | 145.57      | 9.1              | 136.55      | 10.1             | 128.94      |
| 7.2              | 155.32      | 8.2              | 144.60      | 9.2              | 135.73      | 10.2             | 128.24      |
| 7.3              | 154.15      | 8.3              | 143.64      | 9.3              | 134.93      | 10.3             | 127.55      |
| 7.4              | 153.00      | 8.4              | 142.69      | 9.4              | 134.13      | 10.4             | 126.88      |
| 7.5              | 151.87      | 8.5              | 141.77      | 9.5              | 133.36      | 10.5             | 126.21      |
| 7.6              | 150.77      | 8.6              | 140.86      | 9.6              | 132.59      | 10.6             | 125.56      |
| 7.7              | 149.69      | 8.7              | 139.97      | 9.7              | 131.84      | 10.7             | 124.91      |
| 7.8              | 148.63      | 8.8              | 139.09      | 9.8              | 131.10      | 10.8             | 124.27      |
| 7.9              | 147.59      | 8.9              | 138.23      | 9.9              | 130.36      | 10.9             | 123.64      |

(5) 排水管きよにおける設計流速は、毎秒1.0メートルから毎秒3.0メートルを標準とする。

(6) 排水管きよの流量は、次式を標準として算定する。

(マニング公式)

$$Q = A \cdot V$$

$$V = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$R = A/P$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 V : 流速 (m/秒)  
 A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)  
 n : 粗度係数  
 R : 径深 (m)  
 P : 流水の潤辺長 (m)  
 I : 勾配

分流式污水管 (余裕率を見込むこと)

| 断面形状 | 構造    | 粗度係数  | 設計水深 | 余裕率                               |
|------|-------|-------|------|-----------------------------------|
| 円形管  | ヒューム管 | 0.013 | 満流   | 600mm以下は100%余裕                    |
|      | 塩ビ管   | 0.010 |      | 700~900mmは50%余裕<br>1000mm以上は25%余裕 |

分流式雨水管・合流管

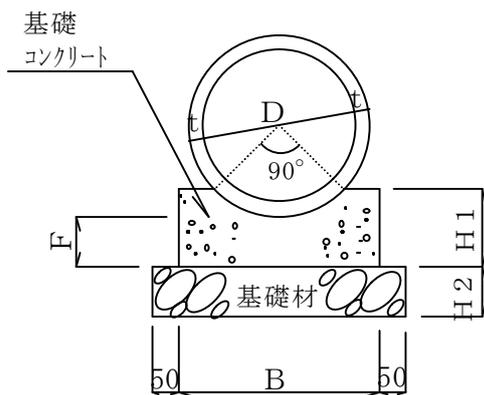
| 断面形状 | 構造                 | 粗度係数  | 設計水深 | 余裕率        |
|------|--------------------|-------|------|------------|
| 円形管  | ヒューム管              | 0.013 | 満流   | 0% (実流量以上) |
|      | 塩ビ管                | 0.010 | 満流   | 0% (実流量以上) |
| 矩形きよ | コンクリート             | 0.013 | 9割水深 | 0% (実流量以上) |
| 開水路  | 三面コンクリート           | 0.018 | 8割水深 | 0% (実流量以上) |
|      | 側壁ブロック<br>底面コンクリート | 0.020 |      |            |

標準流量表 (マニングの公式)

| 管径 (mm) | 管材料 | n      | I      | V      | Q      |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|
| φ200    | VU  | 0.0100 | 0.0050 | 0.9597 | 0.0301 |
|         |     | 0.0100 | 0.0035 | 0.8029 | 0.0252 |
| φ250    | VU  | 0.0100 | 0.0045 | 1.0570 | 0.0519 |
|         |     | 0.0100 | 0.0030 | 0.8630 | 0.0424 |
| φ300    | VU  | 0.0100 | 0.0040 | 1.1253 | 0.0796 |
|         |     | 0.0100 | 0.0025 | 0.8896 | 0.0629 |
| φ300    | H.P | 0.0130 | 0.0070 | 1.1451 | 0.0810 |
|         |     | 0.0130 | 0.0040 | 0.8656 | 0.0612 |
| φ350    | H.P | 0.0130 | 0.0065 | 1.2226 | 0.1176 |
|         |     | 0.0130 | 0.0035 | 0.8972 | 0.0863 |

- (7) 排水管における最小管径は、300ミリメートルとする。(污水管は、硬質塩化ビニール管(VU)を使用し、最小管径は、分流区域では200ミリメートル、合流区域では250ミリメートルとする。)
- (8) 排水管は、原則としてヒューム管とする。ただし、開発区域内において特別の事情のある場合は、下水道用硬質塩化ビニール管とすることができる。
- (9) 排水管を布設する場合は、最低土かぶりを原則として1メートル以上とする。ただし、道路占用に支障を来す場合は、別途協議を要する。
- (10) 排水管の管径が変化する場合又は2本の管きよが合流する場合の接合法は、原則として、水面接合又は管頂接合とする。また、塩化ビニール管とマンホールの接合部は、ゴム製可とう継手を使用する。
- (11) 排水管の基礎工及び保護工は、下図のとおりとする。

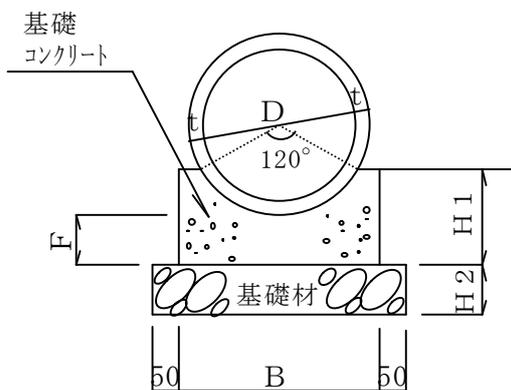
図1  
ヒューム管  
(基礎角度90度)



(土かぶりが1.20メートル以上の場合)  
(単位：ミリメートル)

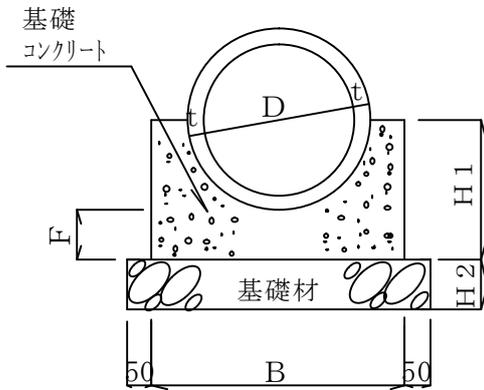
| 管径  | t  | H1  | H2  | F   | B   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 250 | 28 | 145 | 100 | 100 | 350 |
| 300 | 30 | 153 | 100 | 100 | 400 |
| 350 | 32 | 161 | 100 | 100 | 500 |
| 400 | 35 | 169 | 100 | 100 | 550 |
| 450 | 38 | 177 | 100 | 100 | 600 |
| 500 | 42 | 236 | 100 | 150 | 700 |

図2 (土かぶりが0.90メートル以上1.20メートル未満の場合)  
ヒューム管  
(基礎角度120度)



| 管径  | t  | H1  | H2  | F   | B   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 250 | 28 | 177 | 100 | 100 | 400 |
| 300 | 30 | 190 | 100 | 100 | 450 |
| 350 | 32 | 204 | 100 | 100 | 500 |
| 400 | 35 | 218 | 100 | 100 | 550 |
| 450 | 38 | 232 | 100 | 100 | 600 |
| 500 | 42 | 296 | 100 | 150 | 700 |

図3 (土かぶりが0.60メートル以上0.90メートル未満の場合)  
 ヒューム管  
 (基礎角度180度)  
 (単位:ミリメートル)



| 管径  | t  | H1  | H2  | F   | B   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 250 | 28 | 253 | 100 | 100 | 450 |
| 300 | 30 | 280 | 100 | 100 | 500 |
| 350 | 32 | 307 | 100 | 100 | 550 |
| 400 | 35 | 335 | 100 | 100 | 600 |
| 450 | 38 | 363 | 100 | 100 | 700 |
| 500 | 42 | 442 | 100 | 150 | 800 |

図4 (土かぶりが0.60メートル未満の場合)  
 ヒューム管  
 (基礎角度360度)  
 (単位:ミリメートル)  
 $B = D + 2t + 150 \times 2$

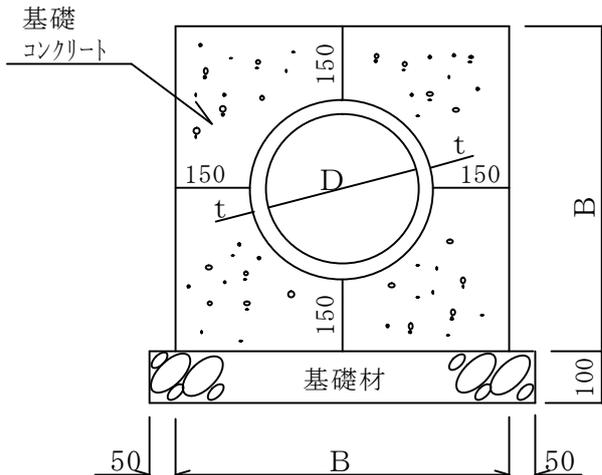
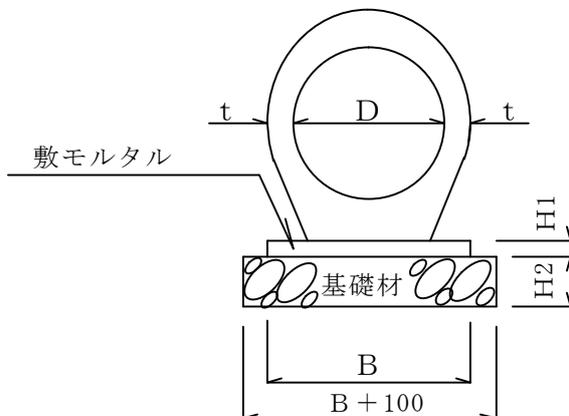


図5 (土かぶりが0.60メートル未満の場合)  
 重圧管  
 (単位:ミリメートル)



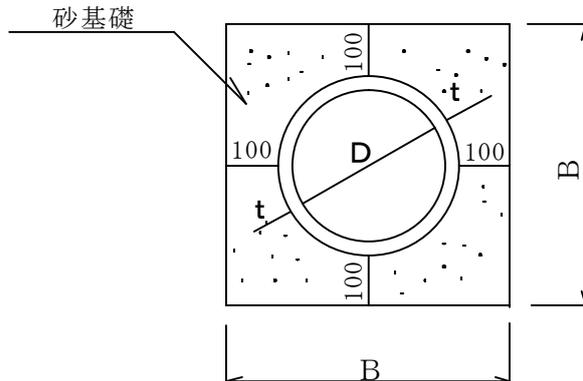
| 管径  | t  | H1 | H2  | B   |
|-----|----|----|-----|-----|
| 250 | 45 | 30 | 100 | 320 |
| 300 | 50 | 30 | 100 | 400 |
| 350 | 54 | 30 | 100 | 450 |
| 400 | 58 | 30 | 100 | 520 |
| 450 | 62 | 30 | 100 | 580 |
| 500 | 65 | 30 | 100 | 630 |

図6  
硬質塩化ビニール管(VU)

(土かぶりが0.60メートル以上の場合)

(単位：ミリメートル)

$$B = D + 2t + 100 \times 2$$



(12) 土かぶりが0.60メートル未満の場合は、重圧管を使用するか、又は360度巻きとするかについて協議を要する。

(13) 使用材料は、社団法人日本下水道協会規格品又はJIS規格品とする。

### 3 人孔等の配置及び構造

(1) 人孔の配置は、管きよの方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生ずる箇所及び管きよの合流、会合する箇所に必ず設ける。

(2) 人孔間距離は、約20メートル(直線部)を標準とするが、公共下水道施設については、下水道施設設計計画・設計指針と解説によるものとする。

(3) 人孔の種類及び構造は、下表のとおりとする。

| 呼び方       | 形状寸法 (単位 mm) |         | 用途                                    |
|-----------|--------------|---------|---------------------------------------|
| 楕円組立マンホール | 楕円形          | 600×900 | 他の埋設物の関係等で1号組立マンホールが設置できない場合          |
| 1号組立マンホール | 円形           | 内径900   | 管の起点及び600mm以下の管の間中点並びに内径450mmまでの管の会合点 |
| 2号組立マンホール | 円形           | 内径1200  | 内径900mm以下の管の間中点及び内径600mm以下の管の会合点      |
| 3号組立マンホール | 円形           | 内径1500  | 内径1200mm以下の管の間中点及び内径800mm以下の管の会合点     |

マンホールの種類は、管径等に応じて上の表によることとするが、埋設物の関係及び管きよの構造により、特殊なものを必要とする場合は、別途協議することとする。

(4) 汚水管及び合流管については、段差60センチメートル以上の場合には外副管を設置し、雨水管については、段差150センチメートル以上の場合には副管を設置する(既設マンホールに接続の場合は、内側副管でも可とする。)

- (5) 人孔用足掛金物は、完全樹脂被覆製金物を使用することとし、30センチメートル間隔に設置する。
- (6) 人孔ふたは、本市の指定品を使用し、帰属しないものは、市章入りの人孔ふたを使用しない。
- (7) 人孔ふたは、下流の方向に開けるように設置する。
- (8) 使用材料は、社団法人日本下水道協会規格品とする。
- (9) 人孔の深さが2.0メートル以上の場合には、転落防止梯子を設置するものとする。

#### 4 公共の用に供するます及び取付管

- (1) 雨水ますは、U型側溝で間隔30メートル以下、L型側溝で15メートル以下とし、泥だめは15センチメートル以上、取付管は内径15センチメートル以上とする。
- (2) 汚水ますは、原則として、官民境界から民地側に1.0メートル以内のところに、各戸に1箇所設置する。
- (3) 汚水ますは、宅地の排水面積、縦断勾配等を考慮して配置し、設置位置は、維持管理する上で支障とならない位置とする。
- (4) 汚水ますは、内径20センチメートル以上、深さ80センチメートル以上とする。

#### 宅地内最終汚水ますの設置基準

| 用途   | ます深さ (単位mm)    | ますの種類                  |
|------|----------------|------------------------|
| 一般宅地 | H = 800 ~ 1500 | φ200mm塩ビます             |
|      | H > 1500       | 組立人孔 (楕円形以上)           |
| 集合住宅 | H = 800 ~ 1500 | φ300mm塩ビます (マルチインバート型) |
|      | H > 1500       | 組立人孔 (楕円形以上)           |

- (5) 汚水ますの底部は、接続する管きよの内径又は内のり幅に応じたインバート仕上げとする。
- (6) 取付管は、本管へ接続することを原則とする。
- (7) 取付管の取付方向は、本管に対し直角とし、取付部は本管に対して60度又は90度とする。
- (8) 取付管の勾配は、20/1000以上とし、床付と管底の接触面を円滑にし、中心線が歪まないよう正確に据え付ける。また、取付部において段差が生じないように布設する。
- (9) 本管への取付部は、取付管用支管を使用し、削孔機を用いて削孔する。塩化ビニール管の場合は接着剤及び針金 (番線) で固定し仕上げる。
- (10) 取付管は、本管の中心線より上方に取り付ける。
- (11) 本管取付部は、1メートル以上間隔をとる。

本管に接続できる取付管の最大管径

| 本管管径 | 本管種別    | 取付管管径 |
|------|---------|-------|
| φ200 | 塩化ビニール管 | φ150  |
| φ250 | 塩化ビニール管 | φ200  |
|      | ヒューム管   | φ150  |
| φ300 | 塩化ビニール管 | φ250  |
|      | ヒューム管   | φ200  |

\*上記の取付管の最大管径を超える場合は、マンホールを設置する。

取付管の使用材料

| 直管           | 塩化ビニール管 | ます用短管       | (社)日本下水道協会規格 |
|--------------|---------|-------------|--------------|
| 曲管           | 塩化ビニール管 | 30度曲がりゴム輪受口 | (社)日本下水道協会規格 |
| ソケット<br>(支管) | 塩化ビニール管 | A型90度ゴム輪受口  | (社)日本下水道協会規格 |

取付管の管径 (集合住宅1戸当たり3人)

| 排水人口         | 管径     |
|--------------|--------|
| 300人未満       | φ150以上 |
| 300人以上600人未満 | φ200以上 |
| 600人以上       | φ250以上 |

(12) 取付管は、接続箇所ごとに写真を撮り、検査までに提出する。

(13) 使用材料は、(社)日本下水道協会規格品又はJIS規格品とする。

5 その他排水基準

(1) 開発区域内の排水施設は、開発区域内の下水を有効かつ適切に排除できるように下水道、排水路、河川等に接続するものとする。

(2) 開発区域内の雨水処理については、別に定める雨水流出抑制対策指針に基づき行なうものとする。

(3) 遊水池等の管理及び土地の帰属は、協議によつて定める。

6 排水施設の移管

排水施設の移管については、次の引継書一覧に従い電子データ等で作成し、市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長に提出する。

(引継書一覧)

|   | 名称          | 縮尺                | 提出形式            | 作成要領  |
|---|-------------|-------------------|-----------------|---|
| ① | 同意書         | —                 | 原本              | 同意書がある場合に提出すること。  |
| ② | 移管施設<br>一覧表 | —                 | Excel形式         | 以下の内容が記入されたものを作成すること。<br>(例)<br>(1) 管渠 汚水管・雨水管の別<br>本管・取付管の別<br>(寸法・延長)<br>(2) 人孔 汚水・雨水の別<br>(寸法・個数)<br>(3) 集水枳 (寸法・個数)<br>(4) 水路 (式) |
| ③ | 位置図         | 1/1000～<br>1/2500 | PDF形式、<br>DWG形式 | 移管部分を赤で表示すること。  |
| ④ | 平面図         | 1/100～<br>1/250   | 又は<br>DXF形式     | 排水施設及び占用物を表示すること。<br>人孔及び枳についてはオフセット値で記入すること。   |
| ⑤ | 縦断図         | 1/100～<br>1/250   |                 | 排水施設及び占用物を表示すること。<br>接続先の既設人孔の現状の管底高を基準に表示すること。   |
| ⑥ | 横断図         | 1/100～<br>1/250   |                 | 排水施設及び占用物を表示すること。<br>(必要であれば提出すること。)  |
| ⑦ | 構造図         | 1/50              |                 | 特殊な構造がある場合に提出すること。  |
| ⑧ | 仮設図         | 1/100～<br>1/250   |                 | 存置がある場合に提出すること。   |
| ⑨ | 占用許可書       | —                 | PDF形式           | 市道、府道等の占用がある場合に提出すること。(占有している員数分を提出すること。)   |
| ⑩ | 竣工写真        | —                 | JPG形式           | 竣工した排水施設の全景を撮影し添付すること。  |

※作成にあたっては、上下水道管理課の参考図面を参考にすること。

施行基準第6 (第21条関係)

1 開発区域内に必要な公共空地の面積は、次のとおりとする。

| 開発区域の規模           | 公共空地の面積         | 設置内容                                    |
|-------------------|-----------------|---|
| 0.3 ha 以上 5 ha 未満 | 開発区域面積の<br>3%以上 | 公園、緑地、広場。ただし、公園を設置する場合の最低面積は1000㎡とする。   |
| 5 ha 以上 20 ha 未満  |                 | 公園1箇所の最低面積3000㎡で、10000㎡以上の公園を1箇所以上含むこと。 |
| 20 ha 以上          |                 | 公園1箇所の最低面積3000㎡で、10000㎡以上の公園を2箇所以上含むこと。 |

2 公共空地は、原則として開発区域の中央部の公道に面する場所に設置し、用地の形状は、正方形又はそれに近いまとまりのある平坦な形状とし、それ以外については、別途協議とする。

3 緑地及び広場の施設については、別途協議とする。

4 公園は、開発区域、周辺状況、日常の利用、安全性、環境の改善、都市景観の向上、自然条件等を勘案し、次の公園施設設置基準により施設の配置計画を立てた上で、設置する。

(公園施設設置基準)

| 施設の種類の  | 公園面積          |                |         |
|---|---------------|----------------|---------|
|   | 100㎡以上～300㎡未満 | 300㎡以上～1000㎡未満 | 1000㎡以上 |
| 遊戯施設  | ※ ○必要、△協議、－不要 |                |         |
| 複合遊具 (アイテム数)<br>※アイテム数とは、子供の滑る、登る等の遊びの機能の品数のこと。 | ○ (3以上)       | ○ (4以上)        | ○ (5以上) |
| ブランコ (安全柵含む)                                    | △             | ○              | ○       |
| 滑り台   | △             | △              | △       |
| 砂場  | △             | ○              | ○       |
| その他 (健康遊具等)                                     | △             | △              | ○       |
| 休養・便益施設   |               |                |         |
| ベンチ   | ○             | ○              | ○       |
| 水飲み   | －             | △              | ○       |
| パーゴラ等の休養施設                                      | －             | △              | ○       |
| 管理施設  |               |                |         |
| 車止め   | ○             | ○              | ○       |
| 外周柵 (フェンス等)                                     | ○             | ○              | ○       |
| 排水 (側溝、ます等)                                     | ○             | ○              | ○       |
| 給水・照明   | △             | △              | ○       |
| その他看板類  | ○             | ○              | ○       |
| 植栽  |               |                |         |
| 高木  | △             | ○              | ○       |
| 中低木   | ○             | ○              | ○       |

## (1) 遊戯施設

- (ア) 遊具は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省策定）及び遊具の安全に関する規準JPFA-S:2014（平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会策定）により安全性を確認し、生産物賠償責任保険に加入したものを使用すること。
- (イ) 遊具は、子供たちの創造力を豊かにする観点や狭小な公園規模の敷地条件から、可能な限り複合遊具の設置をすること。この場合において、複合遊具を設置したときは、当該複合遊具に含まれる個別の機能の遊具を設置したものとみなす。
- (ウ) 遊具の塗装は、工場塗装を基本とし、焼付塗装と同等以上の耐久性のある塗装とする。地際の防食テープ巻きをする場合は、テープの伸縮によりはがれやすいため、塗装後に防食テープ巻きを行うこと。
- (エ) 遊具の本体基礎は、安全性を考慮し、PCブロックを使用せず、現場打ちコンクリートとする。基礎埋込部は、内部からの腐食を防止するために、基礎砕石から5センチメートル以上のコンクリート被りを取って施工すること。
- (オ) 遊具（ブランコ、滑り台等）の利用により土掘れが起こる箇所は、マット等を設置すること。
- (カ) 砂場には、透水管等の排水施設を設け、砂は川砂を使用すること。
- (キ) その他健康遊具等を設ける場合は、別途協議とすること。

## (2) 休養・便益施設

- (ア) 原則として、上部木製のベンチを2基以上設置すること。ただし、300平方メートル以上の公園のベンチの設置数は、別途協議すること。
- (イ) 水飲み、パーゴラ等の設置については、別途協議すること。

## (3) 管理施設

- (ア) 園路及び広場は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（平成29年3月国土交通省策定）のバリアフリーの考え方を基本に、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）及び大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年大阪府規則第5号）に定められた整備基準を遵守すること。
- (イ) 公園の出入口は、原則として、全て道路に面するものとし、2ヵ所以上設置すること。また、出入口のうち1ヵ所は管理車両（2トン車）の通行のために幅員を4.0メートル以上確保し、出入りにより

凹凸が生じるため組合せブロック舗装などの舗装で仕上げること。

- (ウ) 公園の出入口は、危険防止のために車止めを設置すること。なお、車止めは、鋼管等の松原市型を基本使用とし、本市公園共通マグネット式南京錠にて施錠すること。
- (エ) 公園外周は、コンクリート擁壁等で境界を明確にし、周辺状況により防護柵を設置すること。防護柵は、高さ1.8メートルのメッシュフェンスを基本として使用し、隣接民家がある場合は忍び付とすること。ただし、周辺状況により、防護柵の高さの調整や目隠し処置等を行うこと。
- (オ) 防護柵等の基礎形式は、構造計算を行い、コンクリート擁壁等の構造物に埋め込む方式とすること。
- (カ) 公園内の雨水及び汚水を有効に排除するために、適切な排水施設を設置すること。
- (キ) 排水は、排水方法、排水経路及び清掃等維持管理面を考慮して、L型側溝や雨水ますを設置すること。やむなくU型側溝を設置する場合は、細目鋼製ふた付きとすること。
- (ク) 給水及び照明の施設は、町会等に使用料金の負担が発生するため別途協議すること。
- (ケ) その他看板類（園名板、利用看板等）は、記載内容について協議の上、設置すること。

(4) 植栽

松原市緑の基本計画（平成16年3月策定）の公共施設における緑化の目標により、次の公園緑化基準に基づいて、開発区域や周辺状況等を勘案し、植栽計画を立てた上で植栽する。

(公園緑化基準)

| 植栽地面積<br>(公園面積に対する割合) | 公園面積              |                    |         |
|-----------------------|-------------------|--------------------|---------|
|                       | 100㎡以上～<br>300㎡未満 | 300㎡以上～<br>1000㎡未満 | 1000㎡以上 |
|                       | 10%以上             | 20%以上              | 30%以上   |

- (ア) 高木は、生育後（約10年）の樹冠を完成形として、自然環境、植栽意図、樹種の特長、維持管理水準、隣接地との関係等を検討して植栽樹種や配置を決定すること。
- (イ) 低木の植栽密度は、葉張りから1株当たりの樹冠投影面積を算出し、これを基に成長の早さや横への広がりやすさ等の樹木の成長特性から生育後の大きさを考慮した上で、植栽の見せ方及び植栽場所に応じた1平方メートル当たりの株数を決定すること。
- (ウ) 植栽樹木の規格に応じ、植物の生育に必要な有効土層厚を良質な客土で確保し、適宜、土性、土壌等の改良を施すこと。
- (エ) 植栽樹木については、1年間の枯れ補償を付けること。なお、開発

者と植栽工事請負者は連名で市長に当該補償に関する念書を提出すること。

(5) その他

(1) から (4) までに規定するもののほか、市長が必要と認める事項は、別途協議とする。

- 5 公園の移管については、次の公園引継書一覧により公園台帳（A4ファイル綴）を1部作成し、市長に提出する。なお、図面はDWG形式又はDXF形式、書類はExcel形式、コピーされている書類はPDF形式とし、これらをCDに保存して提出すること。

(公園引継書一覧)

|   | 名 称   | 縮 尺               | 公園様式   | 作 成 要 領                                      |
|---|-------|-------------------|--------|--|
| ① | 台帳調書  | —                 | 調書様式-1 | 公園の沿革等必要事項を記入する。                             |
| ② | 位置図   | 1/1000～<br>1/2500 | 調書様式-2 | 開発区域を赤で明示し、公園等を緑で明示する。                       |
| ③ | 施設平面図 | 1/100～<br>1/200   | 図面様式-1 | 公園施設をすべて表示する。                                |
| ④ | 丈量図   | 1/100～<br>1/200   | 図面様式-2 | 地番ごとに座標法により求積する。                             |
| ⑤ | 地下埋設図 | 1/100～<br>1/200   | 図面様式-3 | 地下埋設物（電気、給水、排水設備等）を表示する。                     |
| ⑥ | 占用物図  | 1/100～<br>1/200   | 図面様式-4 | 占用物件がある場合に作成する。                              |
| ⑦ | 植栽平面図 | 1/100～<br>1/200   | 図面様式-5 | 植栽を高木、低木等に分類して表示する。                          |
| ⑧ | 施設構造図 | 1/10～<br>1/50     | 図面様式-6 | 公園施設、地下埋設物及び占用物の構造図を添付する。                    |
| ⑨ | 竣工写真  | —                 | 写真様式   | 竣工した公園の全景を撮影し添付する。<br>主な公園施設ごとに竣工写真を撮影し添付する。 |
| ⑩ | その他   | —                 | —      | 謄本、地籍測量図、公図等を添付する。                           |

- 6 公園以外の公共空地の移管についても、位置図、地籍図、丈量図、竣工図面等を別途協議して作成し、市長に提出すること。

- 7 公共空地と隣接地との境界は、市が指定する金属製プレートで明確にし、境界確定書を2部作成して市長に提出すること。

## 施行基準第7 (第22条関係)

- 1 関係区域内及び必要と認められる開発区域外の配水管の施設は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の指示に従い設置するものとする。
- 2 給配水施設の設計の原則  
開発者は、開発区域内の給配水施設の設置については、開発区域内人口、予定建築物の用途によつて想定される需要に支障をきたさないよう、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の指示に従い設置するものとする。
- 3 計画給水量  
計画給水量は、住宅にあつては計画給水人口と1人当たり計画給水量を標準として定めるものとし、工場その他の住宅以外の用途の建築物については、それぞれの用途に応じた給水量により算定する。
- 4 費用負担の原則  
開発区域内の給水に要する施設は、開発者の負担において行い、周辺の状況により付加される施設については、上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。
- 5 開発行為等に係る上水道施設でその管路敷が私道等の場合は、開発者において地役権を設定するものとする。

## 施行基準第8 (第23条関係)

- 1 共同住宅等のごみ集積場については、下記を基準とする。  
ごみ集積場必要面積 戸数×0.25平方メートル
- 2 ごみ集積場の構造  
可燃ごみ、資源ごみ及び不燃・粗大ごみをできる限り分別して出すことができ、かつ、雨水の浸入しないコンクリート造り又はブロック造りの構造物とする。また、給水栓及び排水口を設け、水洗可能な設備とする。
- 3 ごみ集積場の設置場所  
じんあい収集車(4トン車)の進入容易な道路を設けるとともに、収集車のごみ集積場へ横付けでき、かつ、収集作業の障害となる構造物のない場所へ設置する。
- 4 ごみ集積場の管理体制  
ごみ集積場の維持管理については、各利用者において日常衛生的に維持管理を行うことを義務付け、分別排出、収集作業等に支障のないよう管理する。また、開発者は、入居の始まった時点において管理団体を設置し、維持管理の指導を行う。

## 施行基準第9 (第25条関係)

### 1 消火栓の設置基準

消火栓の設置は、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づくものとし、開発区域内の建築物の各部分から1つの消防水利施設に至る距離が歩行距離100メートル以下となるよう設けること。ただし、既存の有効な消防水利施設が上記基準により算定した有効範囲内に包含される区域については、その設置を省略することができる。

### 2 防火水槽の設置基準

防火水槽は、開発区域の規模に応じて下表を基準として、消防長の指示する位置に設置するものとする。ただし、開発行為の内容に応じ、当該基準によることが不相当であると消防長が認める場合は、消防長は当該基準によらず指示できるものとする。

| 開発面積               | 設置個数 |
|--------------------|------|
| 3,000㎡以上15,000㎡未満  | 1    |
| 15,000㎡以上25,000㎡未満 | 2    |
| 25,000㎡以上          | 別途協議 |

### 3 防火水槽の構造基準

設置する防火水槽は、「消防水利の基準」に適合するもので、かつ、消防長の指示する構造とするものとする。

### 4 防火水槽の形式

設置する防火水槽は、原則として有がい地下式とするものとする。

### 5 進入路

開発区域内に三階建て以上の建築物を建築するときは、その建築物にはしご車等が容易に進入できる道路を消防長の指示する基準により設置するものとする。

### 6 消防活動空地及び空間

開発区域内に三階建て以上の建築物を建築するときは、ベランダ、バルコニー等の消防隊進入口又はこれらに替わる開口部へはしご車等を用いて接近し、有効に活動ができるための空地、空間等を、消防長と協議の上、設置するものとする。

施行基準第10 (第30条関係)

- 1 集会所の設置基準は、下表のとおりとする。また、共同住宅における集会所の設置については、市長と協議するものとする。

|      |             |              |        |
|------|-------------|--------------|--------|
| 計画戸数 | 50戸以上100戸未満 | 100戸以上200戸未満 | 200戸以上 |
| 延床面積 | 50㎡以上       | 100㎡以上       | 別途協議   |

施行基準第11 (第33条関係)

1 次の各号に掲げる公共・公益施設及びその用地のうち、開発者が市に無償で譲渡すべきものは、当該各号に定めるときまでに下表に定める図書を市長に提出して移管手続を行うものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を受けて施行した開発行為により設置された公共・公益施設及びその用地  
開発行為に関する工事の検査済証交付時
- (2) 道路位置指定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路をいう。)及びその用地  
道路位置指定に関する工事の確認報告書交付時
- (3) 前2号以外の公共・公益施設及びその用地  
事前協議完了時

| 書類名       | 必要部数    |
|-----------|---------|
| 寄附等申出書    | 1部      |
| 登記原因証明情報  | 1       |
| 登記承諾書     | 1       |
| 資格証明書     | 2(1部原本) |
| 印鑑証明書     | 2(1部原本) |
| 土地登記事項証明書 | 1(原本)   |
| 地籍図       | 4       |
| 地積測量図     | 4       |
| 開発区域位置図   | 4       |
| 土地利用計画図   | 4       |
| 排水計画平面図   | 4       |
| 排水施設構造図   | 4       |
| 流末水路構造図   | 4       |
| 下水道計画縦断図  | 4       |
| 造成計画平面図   | 4       |
| 造成計画断面図   | 4       |
| 道路構造図     | 4       |
| 道路計画縦断図   | 4       |
| 公園詳細図     | 4       |
| 防火水槽詳細図   | 4       |

事前協議書提出必要書類図面等

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> <li>・宅地利用計画表 (様式第1号)</li> <li>・放流協議書 (様式第2号)</li> <li>・放流同意願 (様式第3号)</li> <li>・誓約書 (様式第4号)</li> <li>・電波障害図及び誓約書(中高層建築物に限る。)(様式第5号)</li> <li>・土地登記事項証明書</li> <li>・地籍図(公図)</li> <li>・官民境界明示</li> <li>・位置図 1/2,500</li> <li>・現況平面図、断面図 1/500以上</li> <li>・土地利用計画図 1/500以上</li> <li>・造成計画平面図 1/500以上</li> <li>・造成計画断面図 1/500以上</li> <li>・排水計画平面図 1/500以上</li> <li>・給水計画平面図 1/500以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全求積図</li> <li>・公共施設求積図</li> <li>・緑化計画図、求積図</li> <li>・下水道計画縦断図</li> <li>・流末水路構造図</li> <li>・排水施設構造図</li> <li>・道路計画縦断図</li> <li>・道路計画横断図</li> <li>・道路構造図</li> <li>・擁壁等の構造図</li> <li>・予定建築物平面図</li> <li>・予定建築物立面図</li> <li>・日影図(中高層建築物に限る。)</li> <li>・構造安定計算書</li> <li>・水理計算書</li> <li>・近隣及び周辺住民等説明経過書</li> </ul> |
|---|---|

必要があると認める場合

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事仕様書</li> <li>・駐車場台数の算出根拠</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事工程表</li> </ul> |
|---|--|

(様式第1号)

年 月 日

松 原 市 長 殿

開発申請者

住 所

氏 名

宅 地 利 用 計 画 表

宅地利用計画は、下記のとおりです。

開 発 場 所 松 原 市

開 発 面 積  $m^2$

計 画 戸 数 戸

計 画 人 口 人

| 戸 数 | 人 口 | 住 宅 の 種 類 | 着工予定 | 完成予定 |
|-----|-----|-----------|------|------|
|     |     |           |      |      |

(様式第2号)

年 月 日

## 放流協議書

私儀、この度松原市\_\_\_\_\_において開発行為等を行います。ついては、別添計画図面のとおり、当該地先の水路等に\_\_\_\_\_を放流することについて地元水利等と協議を行いました。

開 発 者

住 所

氏 名

水 利 関 係 団 体

住 所

氏 名

印

当該水路等に放流することに下記の条件を付す。

(条 件)

(様式第3号)

年 月 日

放 流 同 意 願

私儀、この度松原市\_\_\_\_\_に  
おいて、開発行為等を行います。ついては、別添計画図面のとおり、当該地先の  
水路等に\_\_\_\_\_を放流することに、御同意願います。

届出人

住 所

氏 名

当該水路等に放流することに下記の条件を付して同意します。

(条 件)

年 月 日

水利関係団体

印

(様式第4号)

年 月 日

松 原 市 長 殿

開発申請者

住 所

氏 名

誓 約 書

今般松原市内の下記区域において、開発行為等を施行するに当たり、松原市開発指導要綱に基づき実施し、公共・公益事業の整備拡充等、住みよい明るい街づくりに協力することをここに誓約いたします。

なお、開発行為等において近隣住民との間に後日紛争が生じても開発申請者にて全責任をもって紛争処理を行い、貴市に対して何ら御迷惑をかけないことをここに重ねて誓約いたします。

記

開 発 場 所 松 原 市

開 発 面 積 m<sup>2</sup>

(様式第 5 号)

年 月 日

松 原 市 長 殿

開発申請者

住 所

氏 名

誓 約 書

今般、松原市内の下記地域における建築行為に伴い、電波障害等が発生した場合は、私共にて責任をもつて解決に当たり、貴市にご迷惑をかけないことを誓約致します。

申 請 地 松 原 市